

聖籠町の妊産婦医療費助成制度



妊産婦が病気にかかったなど診察に医療保険が適用となった場合、支払いが軽減されます。この助成を受けることによって負担する額は次のとおりです。

◎通院の場合……月の初回から4回目まで | 医療機関ごとに | 日530円

(5回目以降は全額助成。その日の自己負担額が530円に満たないときは当該額)

※薬局分は全額助成となります。

◎入院の場合……入院した期間一日につき、1,200円

(ただし、健康保険組合等から高額療養費が支給される方はその額を控除します)

(入院時食事療養費については、減額認定証交付者のみ助成対象です。)

<受給期間> 妊娠届の翌月から出産した翌月の末日まで

<申請期間> 受診した月の末日から6ヶ月 (例 4月受診→10月の末日まで)

申請方法

保険診療の自己負担分を払った後に以下のものを持参し、保健福祉センターで手続きをしてください。

※複数月・医療機関分をまとめて申請できます。

① 受給者証

①



②

領収書	〇〇病院

② 領収書

③ 保険資格情報の分かる書類

④ 通帳(振込先の分かるもの)

【問い合わせ】 聖籠町 保健福祉課 ☎ 0254-27-6511